

## 岡谷市工業活性化計画策定に係るアンケート調査等業務に関する公募型プロポーザル 実施要領

本要領は、岡谷市が実施する岡谷市工業活性化計画（令和6年度～令和10年度）策定に係るアンケート調査等業務の受託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルについて、次のとおり必要な事項を定める。

### 1 業務および公募型プロポーザル実施の目的

本業務は、岡谷市工業活性化計画<sup>\*</sup>の平成31年度から令和5年度までの成果（以下「施策効果」という。）と市内企業の抱える課題、強みおよび市内企業を取り巻く環境等の現状についてアンケート等を実施のうえ、分析し活用することで、令和6年度から令和10年度までを計画期間と位置づける工業活性化計画を策定（見直し）することを目的とする。

なお、上記のことから計画策定などの分野において、豊富なノウハウを持ち、専門知識、実務経験を生かした緻密な分析ができる事業者<sup>\*</sup>に委託することが重要であるため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

※岡谷市工業活性化計画は、工業集積都市として時代に即応した施策を展開するための計画として平成5年度に策定したもの。平成9年度に一部見直しを行い、その後、中小企業を取り巻く環境が大きく変化したことから、平成20年度、平成25年度、平成30年度に、5カ年毎の見直しを行った経過がある。

現計画については下記を参照のこと。

<https://www.city.okaya.lg.jp/technoplazaokaya/kogyoshinkoshisaku/kougyouinnkounikannsurukeikaku/10658.html>

### 2 業務概要

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 件名     | 岡谷市工業活性化計画策定に係るアンケート調査等業務  |
| (2) 業務内容   | 別添資料「岡谷市工業活性化計画策定に係るアンケート調査等業務企画提案仕様書」のとおり   |
| (3) 履行期間   | 契約日から令和6年3月31日まで   |
| (4) 契約上限額  | 3, 7 1 8 千円（消費税および地方消費税相当額を含む）<br>なお、参考見積書の金額が、契約上限額を超過した場合は失格とする。   |
| (5) 業務担当部課 | 岡谷市産業振興部工業振興課<br>〒394-0028 岡谷市本町1丁目1番1号<br>電話 0266-21-7000(直通)<br>F A X 0266-21-7001<br>メール <a href="mailto:kougyo@city.okaya.lg.jp">kougyo@city.okaya.lg.jp</a> |

### 3 実施型式

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 岡谷市の競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されていること。登録されていない場合は、参加申込期間中に、次に掲げる事項の書類(該当するもののみ)を提出し、確認を受けることで参加申込を認める。
  - ア 交付3ヶ月以内の現在事項全部証明書または履歴事項全部証明書(写)
  - イ 直近の財務諸表(貸借対照表および損益計算書)
  - ウ 交付3ヶ月以内の岡谷市の市税の納税証明書(写)[納税義務がある場合]
  - エ 交付3ヶ月以内の消費税および地方消費税の納税証明書(写)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 岡谷市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成27年岡谷市告示第32号)に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 岡谷市暴力団排除条例(平成24年12月20日条例第16号)による入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 岡谷市の市税または消費税および地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 本プロポーザル審査委員会の委員が自ら主宰し、または役員もしくは顧問となっている法人その他の組織でないこと。

## 5 スケジュール(予定)

- |                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| (1) 実施の公表       | 令和5年3月22日(水)             |
| (2) 質問書の提出期限    | 令和5年3月28日(火)正午まで         |
| (3) 質問、回答の公表    | 令和5年3月29日(水)頃 [ホームページ公表] |
| (4) 参加申込書等の提出期限 | 令和5年4月 3日(月)正午まで         |
| (5) 参加資格確認結果通知  | 令和5年4月 4日(火)まで           |
| (6) 企画提案書提出期限   | 令和5年4月10日(月)正午まで         |
| (7) ヒアリングの実施    | 令和5年4月17日(月)             |
| (8) 受託候補者決定     | 令和5年4月18日(火)             |
| (9) 審査結果通知・公表   | 令和5年4月19日(水)             |

## 6 質問・回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質問書」(様式は任意)を次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和5年3月28日(火)正午まで

(2) 提出方法

「質問書」を電子メールに添付して提出すること。

(工業振興課メールアドレス) [kougyo@city.okaya.lg.jp](mailto:kougyo@city.okaya.lg.jp)

(3) 回答方法

令和5年3月29日以降に質疑内容とその回答を市公式ウェブサイト(本件の募集ページ)に掲載する。

なお、本業務の応募に必要と判断される質疑のみ受け付けるものとする。

## 7 参加申込書の提出等

(1) 参加申込書の提出

参加希望者は、次のとおり参加申込書等を提出しなければならない。

なお、期限までに参加申込書等を提出しない者または参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

①参加申込書(様式1)

②会社概要調書(様式2) ※パンフレット等で代用可

③類似する業務実績を証明するもの(契約書の写し等)

④前記4(1)で規定する岡谷市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に登録されていない者が提案者となろうとする場合は、4(1)アからエに規定する書類 各1部

イ 提出期限

令和5年4月3日(月)正午まで

ウ 提出先

岡谷市産業振興部工業振興課

〒394-0028 岡谷市本町1丁目1番1号

エ 提出方法

持参または郵送による。郵送の場合は上記イ必着とする。

(2) 参加資格の審査

市は、提出された書類により参加資格の審査を行い、審査結果を令和5年4月4日(火)までに電子メールにて通知する。併せて、その内容を書面にした文書を発送する。

## 8 企画提案書の提出

企画提案者は、次に定めるところにより企画提案書等を作成し、提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 様式3

イ 企画提案書（任意様式：A4判）

※別に示した仕様書を参照の上、9(6)評価基準各項目に準じ作成すること。

ウ 参考見積書（任意様式：A4判）

※見積書は合計金額だけでなく、金額の内訳（人件費、旅費、印刷製本費など詳細区分ごとに）も記載すること。

※見積書の各単価は消費税抜きで記載し、別欄に消費税額を明示したうえで、見積合計金額には、消費税込みの額を記載すること。

※消費税率は10%で積算すること。

(2) 提案内容

次号および別添資料「岡谷市工業活性化計画策定に係るアンケート調査等業務企画提案仕様書」に記載するとおり作成し提出すること。

(3) 企画提案書等の提出方法

ア 提出様式

任意の様式で構わないが、サイズはA4版とすること。

イ 提出部数

様式3 1部

企画提案書および参考見積書 正本1部、副本8部

※副本のうち5部（本プロポーザル審査委員会委員審査用）は、企画提案者の名称を消去または墨塗りすること。

ウ 提出期限

令和5年4月10日(月)正午まで

エ 提出先

岡谷市産業振興部工業振興課

〒394-0028 岡谷市本町1丁目1番1号

オ 提出方法

持参または送付による。送付の場合は上記ウ必着とする。

(4) 企画提案書等の著作権等の取扱い

ア 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ 市は、プロポーザル方式の手続およびこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができるものとする。

ウ 市は、企画提案者から提出された企画提案書等について、岡谷市情報公開条例(平成11年3月26日条例第6号)の規定による請求に基づき、同条例第8条に規定する不開示情報を除き、第三者に開示することができるものとする。

9 企画提案の審査方法および評価基準

(1) 審査委員会の設置

企画提案の評価および受託候補者の選定を行うため、5名で構成された岡谷市工業活性化計画策定に係るアンケート調査等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(2) 審査方法

書類審査およびヒアリング審査を実施する。

(3) 書類審査

ア 対象者は全応募者とする。ただし、応募件数が5件以下であった場合は省略し、ヒアリング審査のみを行う。

イ 応募件数が6件以上であった場合には書類審査により上位5社を選定する。

(4) ヒアリング審査

審査委員会において、提案内容をより理解するため企画提案書に係るプレゼンテーションおよびヒアリングを行う。

ア 対象者は書類審査を通過した者とする。

イ 日時等については、別途通知する。

(5) ヒアリング審査の留意事項

ア 応募者1者ずつの呼び込み方式とし、応募者1者の持ち時間はプレゼンテーション15分、質疑応答10分の計25分とする。

イ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて2名以下とする。

ウ 欠席した場合は、企画提案書の審査、評価および選定から除外する。

(6) 評価基準

本プロポーザルは、以下の基準に基づき評価する。

評価項目		配点
事業目的および内容の理解度	事業目的および内容に関する理解・知識が十分にあるか。	10
	提案された内容は、事業目的および内容と合致するか。	10
類似業務の実績	同種・類似業務の実績が十分にあるか。	20
目標実現の可能性	施策効果の検証および新計画策定に向けた有効な分析結果が見込める内容となっているか。	20
	提案内容に対し、必要かつ十分な実施体制を備えているか。	20
スケジュールの計画性	事業を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。	10
費用積算の妥当性	事業金額が適正な見積もりとなっているか。	10
合計		100

## 1.0 受託候補者の選定

評価点が最も高く、満点の70%以上の者1者を受託候補者として選定する。なお、該当者が2者以上あったときは、委員の合議により順位を決定する。

すべての企画提案者の評価点が満点の70%に達しない場合は、受託候補者を選定せず、本プロポーザルの手続きを中止する。

## 1.1 審査結果の通知

審査結果は、令和5年4月19日(水)までに受託候補者を市公式ウェブサイトで公表するとともに全企画提案者に書面で通知する。

## 1.2 契約に関する基本事項

### (1) 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い、内容について合意のうえ、当該業務仕様書を作成するものとする。

受託候補者は、当該業務仕様書に応じた金額の見積書を提出し、市が仕様内容を基に積算した予定価格の制限の範囲内で、随意契約の方法により契約を締結する。

### (2) 契約書

契約書は、市が準備するものを使用する。

### (3) 支払条件

業務完了後の一括払いとする。

## 1.3 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 契約上限額を超える提案を行った場合

(4) 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

(5) その他選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 1.4 その他

(1) 提出書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。

(2) 企画提案書の提出は、1者につき1提案に限る。

(3) 提出された書類は返還しない。

(4) 提出された書類は、企画提案者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

- (5) 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任はすべて提案者が負う。
- (6) 審査結果に係る問い合わせ、不服申立ては、一切受け付けない。
- (7) 本案件に関する予算は、現在、令和5年度岡谷市一般会計予算要求をしている段階であり、第一回岡谷市議会定例会において案件に係る予算案が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による委託業務の執行は行わない。なお、上記に伴い、公募型プロポーザル参加者又は受注予定者において損害が生じた場合にあっては、本市はその損害について一切負担しない。
- (8) 契約の締結は、令和5年度岡谷市予算が発効したときとする。